

特定疾患治療管理料算定留意事項改正のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0824第5号」厚生労働省保険局医療課長通知により、特定疾患治療管理料の算定留意事項が改正され、平成27年8月24日より対象患者が追加されることになりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■「特定疾患治療管理料」の留意事項改正

「保医発0824第5号」		適用日 平成27年8月24日
点数 区分	検査項目	管理料
B001	特定疾患治療管理料	
2	特定薬剤治療管理料(トリアゾール系抗真菌剤)	470

* 下線部が追加されました。

ス 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与（造血幹細胞移植の患者にあっては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。）しているもの

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。